

大阪府立万国博覧会記念公園の管理運営業務協定書

1. 管理施設	大阪府立万国博覧会記念公園
2. 業務名称	大阪府立万国博覧会記念公園管理運営業務
3. 履行場所	吹田市千里万博公園 1 - 1 ほか
4. 指定期間	平成30年10月1日から平成40年9月30日まで
5. 指定管理料	金 0 円

大阪府（以下「甲」という。）は、万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第86号。）第15条に規定する指定管理者として、大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博公園」という。）の管理運営に関する協定を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、万博公園の管理運営業務を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。
- 2 乙は、法その他の関係法令及び大阪府日本万国博覧会記念公園条例（平成25年大阪府条例第102号。以下「条例」という。）その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、本協定とともに、甲が策定した「大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者募集要項」（これに付随する別紙及び資料等を含む。以下「募集要項等」という。）に定める事項に基づき、乙が指定管理者指定申請に際して提案した内容について誠実に履行しなければならない。
- 4 甲と乙が各年度に締結する協定（以下「年度協定」という。）において、年度ごとの事業計画等の詳細を取り決めることとする。
- 5 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

- 第2条 乙は、万博公園を「公の施設」として、法及び条例の目的、府施策との整合を図ったうえで、乙が指定管理者指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（管理業務の基本方針）

- 第3条 乙は、万博公園の設置目的及び指定管理者が行う管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解したうえで、自らの創意工夫を活かし、公園利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正に管理運営業務を遂行しなければならない。

（協定期間）

- 第4条 本協定の期間は、協定締結日から指定期間終了日の6カ月後までとする。
- 2 本協定は、協定期間の満了又は第26条に規定する指定の取消しにより終了する。乙は、指定期間の満了日又は第26条に規定する指定の取消しがあった日に管理運営業務を終了し、万博公園を明け渡さなければならない。
- 3 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成30年度は10月1日から翌年3月31日、平成40年度は4月1日から9月30日までとする。

（管理対象施設）

第5条 乙が管理すべき施設等及び管理対象外の施設等については、別表1のとおりとする。

(基本的な業務の範囲)

第6条 万博公園の管理運営業務の範囲は次に掲げる事項とする。

(1) 条例第5条第1項の許可及び条例第8条の規定による許可の取消しに関する業務(条例第5条第1項第3号に掲げる行為に係るもので、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則第十条で定めるもの及び同項第4号に掲げる行為に係るものを除く。本条(2)から(4)において同じ。)

(2) 条例第7条の規定による利用の禁止又は制限その他の万博公園の利用に関する業務

(3) 万博公園の運営管理及び維持管理並びに補修に関する業務

(4) 万博公園の施設等の利用料金の徴収に関する業務

(5) 乙が自らの責任により、収益性のある有料施設の設置又は改修、イベントなどを行う業務(以下「自主事業」という。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項等に定めるとおりとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して本業務の範囲及び内容の変更又はそれに伴う指定管理料の変更等について協議を申し入れることができる。

4 乙は、前項の申し入れがあったときは、協議に応じるものとする。

(指定管理者の責務)

第7条 乙は、災害等の非常時における公園利用者の被災に対する救護等の第一次責任を有し、公園利用者又は施設等に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに被災状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は管理運営業務の継続の可否について協議するものとする。

(利用料金の収受等)

第8条 甲は、条例第19条第1項に規定する利用料金を乙の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、条例別表第二に掲げる金額の範囲内で、乙があらかじめ甲の承認を受けて定めた額とする。

3 乙は、徴収できなかった利用料金額を自らの債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

(指定管理者の代表者)

第9条 甲は、管理運営業務に関する指示等を乙の代表者(募集要項等において定める統括管理責任者若しくは、運営管理責任者、維持管理責任者、副総括管理責任者の何れか。次項において同じ。)に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った指示等は、乙のすべての構成員に対して行ったものと見なす。

2 乙は、甲に対して管理運営業務に関する連絡、報告等を行う場合、特別の理由がある場合を除き、当該代表者を通じて行うものとする。

(事業実施計画書等の提出)

第10条 乙は、指定管理者指定申請に際して提出した事業計画書その他の提案事項の履行を行うべく、各年度の事業実施計画書、収支計画書、管理体制計画書その他募集要項等で示した計画等を記載した書類(以下「事業実施計画書等」という。)を作成し、あらかじめ甲が指定した期日までに、甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、事業実施計画書等の記載事項について、必要に応じて、乙と協議の上、内容を変更することができる。

3 甲は、第1項の事業実施計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 乙は、第1項の規定により提出した事業実施計画書等を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
(事業報告書等の提出)
- 第11条 乙は、甲に対して、毎年度終了後30日以内に事業の実施及び経理の状況に関する事業報告書(以下「報告書等」という。)を、同じく90日以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類(以下「財務諸表等」という。)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。
- 2 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理運営業務に関する実施状況、各施設の利用状況、収支状況、利用料金の収受状況その他募集要項等において甲が必要と認めた事項を記載するものとする。
- 3 甲は、第1項の報告書等及び財務諸表等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 4 乙は、年度途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の報告書等を、同じく90日以内に財務諸表等を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、第1項に定めるもののほか、管理運営業務の毎月の実施状況及び経理の状況について、翌月15日までに甲に報告しなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、報告書等及び財務諸表等の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査をすることができる。
(指定管理料の支払い)
- 第12条 甲は、乙に対し、指定管理料を支払わないものとする。ただし、第39条に基づく協定の改定があったときは、この限りでない。
(指定管理者による投資)
- 第13条 乙は、指定管理者による投資について、指定管理者指定申請に際して提案した額を執行することとし、詳細は甲乙協議するものとする。
- 2 前項における指定管理者が投資する額は、次のとおりとする。
金 500,000,000円
- 3 乙は、指定管理者指定申請に際して提出した収支計画書(自主事業を含む。)で示す想定収支額を上回る収益が得られ、かつ黒字であった場合には、その一部を翌年度の公園の修繕・補修経費として執行するものとし、その詳細及び他の経費として支出する場合は甲乙協議するものとする。
(経理の明確化)
- 第14条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、自主事業に係る経理を明確に区分しておかななければならない。また、万博公園の施設等に係る利用料金収入を自主事業の会計へ繰入れることはできない。
(物品の貸与等)
- 第15条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な物品等で別表2において定めるものを、乙に無償貸与するものとする。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、前項の貸与物品を管理しなければならない。
- 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は、乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲と協議の上、必要に応じて補充するものとする。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。
- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。

る。

7 本協定が終了した時は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

8 前各号のほか、乙は、募集要項等又は指定管理者指定申請の内容に基づき、備品等を購入することとし、当該備品等の取扱いについては、甲乙協議するものとする。
(施設の損傷等)

第16条 乙は、本協定の履行にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって、施設等の管理を行わなければならない。

2 乙は、施設等を損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

3 乙は、前項に規定する損傷が乙の故意又は過失による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又は、その損害を甲に賠償しなければならない。

(リスク負担)

第17条 管理運営業務に伴うリスク負担については、本条及び別表3のとおりとする。
ただし、本条及び別表3に定める以外の事項については、甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設等を維持補修するときは、あらかじめ書面による甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに書面により甲に報告するものとする。なお、維持補修に係る費用を投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設等の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。

4 管理運営業務の実施にあたり、乙は一般賠償責任保険及び火災保険に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、管理運営業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

2 乙が管理運営業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定期間及び協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(個人情報・データ等の管理)

第20条 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

2 乙は、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第21条 乙は、管理運営業務に関し甲が指定する書類を公園管理事務所等に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、本協定書は甲のホームページに掲載するものとする。

(研修の実施)

第22条 乙は、業務に従事する者が業務に関する知識及び技術の習得、個人情報保護並びに人権について正しい認識を持ち業務を遂行できるよう、適切な研修を実施しなければならない。

(障がい者法定雇用率等の達成への取組み)

第23条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用に誠実に履行しなければならない。

(審査請求の取扱い)

第24条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第25条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより万博公園の管理運営業務が終了したときは、甲乙協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第26条 甲は、乙が条例第18条各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、第29条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第27条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への委託の禁止等)

第28条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得て管理運営業務の主要な部分の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、この限りでない。

2 乙が前項ただし書の規定により、管理運営業務の主要な部分の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 乙は大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は次条第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

4 甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者又は次条第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(甲の解除権)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は本協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。
 - (2) 正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
 - (3) 前各号のほか、乙が本協定に違反し、その違反により当該管理運営業務を達することができないと認められたとき。
 - (4) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう。）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (7) 乙の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 乙が、次条の規定による事由なくして本協定の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により本協定を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議してこれを定める。
 - 3 第1項の規定により、協定を解除された場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。また、乙が、解除日以降の施設使用料等を使用者から収納している場合も同様とする。

(乙の解除権)

第30条 乙は、甲が正当な理由なく管理運営業務の内容を変更したことにより、管理運営業務を完了することが不可能となるに至ったときは、協定を解除することができる。

- 2 前項の規定により協定を解除したとき、乙が業務を実施した相当分の指定管理料を甲が支払っていない場合は、甲は未払分の指定管理料を支払うものとする。
- 3 第1項の規定により、協定を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(施設等の利用)

第31条 甲は、自主事業に利用する場合を除き、管理運営業務を実施するために必要な施設等（公園管理事務所等を含む。）を、無償で乙に利用させるものとする。

- 2 乙は、施設等を管理運営業務の実施以外の目的で使用してはならない。
- 3 乙は、公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第32条 乙は、名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、甲にその旨を届け出なければならない。

- 2 乙は、定款又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(著作権管理)

第33条 大阪万博関連の建築物、工作物等の遺産及び大阪万博に関連する資料等の著作権、商標権その他一切の権利に関する管理は甲が行うものとする。

(諸規則の整備等)

第34条 乙は、募集要項等の定めに従い、管理運営業務に必要な諸規則及び体制を整備しなければならない。また、諸規則及び体制表等を甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、公園利用者及び施設等の被災により影響を受ける近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、甲、警察及び消防等関係機関と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しておくものとする。

(府施策への協力)

第35条 乙は、募集要項等の定めに従い、甲が行う施策や事業に協力するものとする。

(大阪万博の遺産に関する取材・撮影及び視察・見学への対応)

第36条 乙は大阪万博の遺産である、太陽の塔、EXPO' 70パビリオン及びイサム・ノグチの噴水モニュメントに対する取材・撮影及び視察・見学(以下「取材・視察等」という。)の依頼・要請の諾否については、甲の承認を得た上で、受諾するものとする。なお、受諾された取材・視察等の対応については、甲乙協議の上、適切に対応するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、指定管理業務が円滑に開始できるよう、指定期間以前から必要な引継ぎや準備作業等を行うことができることとする。ただし、準備作業等については、甲と協議の上、承認を得て実施するものとする。

2 乙は、本指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、甲が指定する日から管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

3 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者が万博公園の管理運営業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

4 管理運営業務の引継ぎ等のために要する費用は、乙が負担するものとする。

5 その他の管理運営業務の承継にあたって必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(利用料金の引継ぎ等)

第38条 利用料金収入は、特別の理由がある場合を除き、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

2 乙は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が本指定期間を超えるものについては、特別の理由がある場合を除き、預り金として、甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(協定の改定)

第39条 本協定の締結後、第6条第3項及び第4項の規定に基づく協議が整ったとき又は法令の改廃、不可効力その他特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

(管轄裁判所)

第40条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(協定の効力)

第41条 本協定の効力は、協定締結日から生じるものとする。

(年度協定の締結)

第42条 甲及び乙は、毎年度、次の各号の内容について、当該年度の前年度末までに年度協定を締結するものとする。

- (1) 当該業務の仕様に関すること
- (2) 事業実施計画に関すること
- (3) 事業報告に関すること
- (4) その他、事業の施策に関すること

(協議)

第43条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成30年9月28日

- (甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 松井 一郎
- (乙) 大阪市中央区難波千日前 1 1 - 6
万博記念公園マネジメント・パートナーズ
代表法人 吉本興業株式会社
共同代表取締役社長CEO 大崎 洋

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを

知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

<https://www.enyusatsu.pref.osaka.jp/CALS/Publish/EbController?Shori=KekkaInfo>

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第 6 第 2 項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。